資料３－１

「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」への意見募集で寄せられたご意見について（説明資料）

平成２３年７月

「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」への意見募集で寄せられたご意見について

○　意見募集期間：平成 23 年 6 月 8 日（水）～ 平成 23 年 7 月 7 日（木）

○　提出意見総数：３２件

（１）個人　　　　１５　件

（２）法人・団体　１７　件

受付順	法人・団体意見提出者
1	日本レコード協会
2	日本弁護士連合会
3	日本弁理士会
4	日本音楽著作権協会
5	株式会社ドワンゴ
6	奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会
7	日本国際知的財産保護協会
8	反差別・人権研究所みえ
9	NHN Japan 株式会社
１０	テレコムサービス協会
１１	日本インターネットプロバイダー協会
１２	部落問題の解決を願う・ねっとわーく・とっとり
１３	奈良ふらっと市民会議
１４	株式会社ケイ・オプティコム
１５	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
１６	日本国際映画著作権協会
１７	社団法人日本ケーブルテレビ連盟

【意見１】人権侵害、差別を助長する情報についてもプロバイダ責任制限法の取り扱う情報の範囲とされたい。	
	【考え方】 ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものとして認識しており、これらの情報については、民間による「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」等が策定されており、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望まれます。 なお、有害情報のうち公序良俗に反する情報及び社会的法益を侵害する情報をプロバイダ責任制限法の対象とすべきかについては、民事責任（損害賠償責任）を生ずる可能性や民間による自主的なガイドラインの運用状況を検討した結果、その必要はないと考えられます（提言（案）１５頁）。
【意見２】インターネットを利用した詐欺等違法行為に関する情報等、情報の流通によって他人の権利を直接侵害しない情報についても、発信者情報開示の対象とする方向で法改正を検討すべきである。	
	【考え方】 インターネット上の情報発信を起点とした詐欺的な消費者被害への対応は重要であり、プロバイダ等による適切な対応が望まれます。また、詐欺行為の着手と評価できるような、流通した情報を含めた行為全体を検討すれば権利侵害と評価できるような情報の流通について発信者情報開示請求権を認めた場合、プロバイダ等においては、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないことから、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まり、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリスクも高まる可能性があると考えられ、また、自己の管理下にある設備に蔵置されたデータしか保有しないプロバイダ等において適切な主張立証をなしえないという問題があると考えられ、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて、一定の結論を得ることは困難と考えられます（提言（案）１５頁）。
【意見３】発信者情報開示請求において、「権利侵害の明白性」が要件となっていることについて、「明白」という文言はあまりにも限定的であることから、紛争類型ごとに、必要な要件を明確に規定するべきである。	
	【考え方】 全ての紛争を類型化することは困難と考えられることから、権利侵害の明白性の要件については、個々の紛争事件によって、適切に判断されるべきだと考えられます。 判断が微妙な事例においては、裁判所の判断を仰ぐことが発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利の保護の観点からは肝要であると判断されたことから、そのような事例については任意開示で対応しないよう、不開示の場合の責任の範囲を規定したものであり、当該要件には必要性と合理性があると考えられます。なお、主要な諸外国においては、裁判所の判断を経ずに任意で発信者の情報の開示を認める制度は見当たらないところですが、我が国では権利侵害が明白なものについては裁判外の請求により発信者情報の開示請求が可

	能となっています。
【意見４】発信者情報開示請求に関して、「迅速な判断を促す努力規定」及び「標準処理期間」の規定を設けるべきである。	
	【考え方】 プロバイダ等が開示・不開示の判断に時間がかかるのは、本来は第三者であるプロバイダ等として、開示の要件に適合するかどうかの判断が難しい場合が多いとの指摘があり、そのような場合に、標準処理期間を設けたとしても、状況は変わらないものと思われます。 また、仮にそのような標準処理期間が設けられたとしても、プロバイダ等が当該期間内に開示・不開示の判断をしなかった場合には、訴えを提起するしかないことから、当該規定を設けることの意味がどれほどあるか不明であると考えられます。 さらに、開示請求の対象となっている情報は発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密といった重要な権利に深く関わる情報であることから、仮に標準処理期間を設けることが、不必要に開示の判断に誘導するような効果を持つ場合には、そのような規定の創設は極力回避すべきであると考えられます。 そして、あらゆるプロバイダ等の事業規模を想定して標準処理期間を創設することは容易ではないと考えられます（提言（案）３５頁）。
【意見５】メール勧誘や詐欺行為の手段として、メールが使われることが多いことから、電子メールによる権利侵害を、プロバイダ責任制限法の発信者情報開示請求権の対象とすることを検討すべきである。	
	【考え方】 ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものとして認識しており、これらの情報については、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望まれます。 なお、電子メールのように特定の者に対し、一回ごとに通信が完了する形態の通信は、被害の広がりやその拡大のスピードという点で、不特定の者からの求めに応じて問題となる情報の自動的な送信が継続的に行われるインターネット上のウェブページや電子掲示板等の特定電気通信とは異なるものであると考えられます。また、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは、発信者のプライバシーや通信の秘密などといった重大な権利を不必要に侵害する可能性があります。そうすると、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは妥当ではないと考えられ、ご指摘を踏まえ、提言に追記しました。（提言（案）１６頁）。
【意見６】発信者情報開示請求に関する裁判の管轄裁判所について、東京に集中しているプロバイダ等の住所地を管轄する裁判所に加え、請求者の住所地を管轄する裁判所を追加するべきである。	
	【考え方】 ご指摘の点は，民事訴訟法の解釈・運用にも関わる事項であるため，その点についての検討が必要であることから，プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて，一定の結論を得ることは困難であり，慎重な検討が必要であると考えられます。なお，民事訴訟法には，書面による準備手続は，両当事者が裁判所に出頭することなく準備書面に基づき実施することが可能である旨，裁判所が相当と認めるときには，電話会議の方法を用いることが可能である旨が規定されており，これらの規定を活用することも考えられます。